

## 弁護士賠償責任保険の義務化

第二東京弁護士会会員

片山 達 ● Katayama, Tatsu

弁護士が業務に起因して依頼者など他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことがある。このような責任によって弁護士が被る損害を補償するのが弁護士賠償責任保険である。わが国では、全国弁護士協同組合連合会を保険契約者とし、組合員である弁護士を被保険者とする賠償責任保険がある。弁護士は任意にこれに加入することができ、60%強の弁護士が加入している。しかし、強制加入の制度ではないため、相当数の弁護士が無保険で業務を行っている。

他方、外国法事務弁護士の資格を承認する基準として、依頼者に与えた損害を賠償する能力を有することが要求されている(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第10条第1項第3号)。外国法事務弁護士になろうとする者は、損害賠償能力を証するため、保険によって損害を賠償するか、雇用主や海外のローファームが損害賠償債務を保証するか、いずれかの方法によることとされ、前者による場合は法務大臣に対する承認申請手続において、保険証書の写しを提出する実務が行われている<sup>1)</sup>。

保険が適用されない弁護士は、損害賠償責任を負うと、その財産をリスクにさらす。弁護士がその財産から賠償金を支弁できない場合は、損害を受けた依頼者がリスクをかぶることになる。海外では、依頼者をそのようなリスクから守るため、弁護士賠償責任保険への加入または開示を義務付ける動きがある。本稿では、海外における弁護士賠償責任保険の義務化の現状を報告する<sup>2)</sup>。

### 1 米国—保険加入の開示義務が広まる<sup>3)</sup>

米国の弁護士は、州単位で資格を付与され、州単位で定められた倫理規定の適用を受ける。弁護士賠償責任保険への加入を義務付けているのは、オレゴン州のみである。同州の弁護士は、州弁護士会が運営する専門家賠償基金から、保険金額30万ドル(1件あたり)以上の保険を購入することが義務付けられている。米国では、1970年代から80年代にかけて、賠償責任訴訟の激増と賠償額の高騰により、保険危機といわれる状況が発生した。民間の保険会社が合理的な保険料で保険を引き受けることができなくなり、オレゴン州弁護士会は、自衛のため強制加入の保険制度を導入した。なお、大手の法律事務所は、強制加入保険のほか、民間の保険会社から上乗せ保険を購入するのが通例のことである。

米国には弁護過誤の責任追及を専門とする原告側弁護士がいる。被告となる弁護士が保険に加入していない場合、訴えの提起をあきらめる傾向にある。そのため、保険加入が義務付けられていない州では、依頼者から訴えられることを避けるため保険に加入しない弁護士もいるという。弁護士が保険に加入しているかどうかは、依頼者にとって重要な情報である。

裁判官、検察官、弁護士など40万人以上を会員とする米国法曹協会(American Bar Association; ABA)は、司法制度の信頼を高めるため、倫理規定のモデルを策定し、各州の倫理規定の参考に供している。ABAは、2004年、保険加入の有無を開示させるモデル規則を採択した<sup>4)</sup>。弁護士が毎年行う登録更新の際に保険加入の有無を申告させ、弁護士名簿でその情報を公開する。2004年当時9州で行われていた開示制度を参考にしたもので、2009年8月までの5年間で、開示制度を採用する州は25に

増えた。これらのうち7州では依頼者に対して直接開示することを義務付けている。オレゴンに続いて保険加入を義務化する動きは報告されていないが、今後モデル規則の採択が進むと予想される<sup>5)</sup>。

## 2 カナダ—保険加入が義務化されている

カナダは、州単位で、弁護士に保険加入を義務付けている。ブリティッシュ・コロンビア州は、弁護士会内に弁護士保険基金をもつ。同州も、保険危機をきっかけとして強制加入の保険制度を導入した。弁護士保険基金のディレクターである Susan I. Forbes, Q.C. によると、非営利団体として保険を運営することにより、保険料を抑えることができる。また、弁護過誤に関する情報を収集して損害の発生を未然に防止する対策を講じ、弁護士のリスクマネジメントに役立てている<sup>6)</sup>。

## 3 欧州—保険加入の義務化が進んでいる

### (1) EU各国の保険制度

EUでも弁護士賠償責任保険の義務化が進んでいる。ただし、保険制度の設計は国・地域に

よって多様である。

第1に、保険加入を各弁護士が個別に行うか、弁護士会が集団的に行うかという違いがある。フランスは国内でも地域差がある。パリでは弁護士会が一括して保険に加入し、会員から保険料を徴収する。他方、イギリスは弁護士会が適格と認めた保険会社の中から弁護士が選択する。弁護士会は保険契約の適格要件も規制している<sup>7) 8)</sup>。ドイツでも、各弁護士が保険会社を選択し、弁護士会に付保証明を提出する。これらの中間的な制度として、弁護士会が集団的な保険を提供する一方、各個人が独自に保険を購入することを選択できるオランダの例もある。

第2に、最低保険金額の水準が異なる。例えば、ドイツは、法律で1件あたり25万ユーロ以上の保険加入を義務付けるが、欧州では低いほうである<sup>9)</sup>。ベルギー(125万ユーロ)など100万ユーロを超える保険金額を義務付ける国もある。EU諸国の弁護士会から構成される欧州弁護士会協議会(CCBE)では、そのメンバーである弁護士会に対して、1件あたり10万ユーロ以上、年間20万ユーロ以上の最低保険金額を義務付けることを推奨している<sup>10)</sup>。

1) 法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp>)にある外国法事務弁護士承認・指定申請の手引による。

2) 本稿作成にあたり、中村良隆氏、山本晋平弁護士および金塚彩乃弁護士より貴重な情報をいただいた。すべての誤りは筆者に帰属する。

3) [http://www.abajournal.com/magazine/article/climate\\_change/](http://www.abajournal.com/magazine/article/climate_change/)

4) [http://www.abanet.org/cpr/clientpro/malprac\\_disc\\_rule.pdf](http://www.abanet.org/cpr/clientpro/malprac_disc_rule.pdf)

5) [http://www.abanet.org/cpr/clientpro/malprac\\_disc\\_chart.pdf](http://www.abanet.org/cpr/clientpro/malprac_disc_chart.pdf)によると、2010年7月19日現在で、ニューヨークなど5州が新たに開示を義務化することを検討している。

6) <http://www.jltinteractive.com/ecCover/Attachment/Short%20History%20of%20a%20Canadian%20Lawyers%20Insurance%20Program.pdf>

7) <http://www.lawsociety.org.uk/productsandservices/practicenotes/piinsurance/4527.article#top>

8) イギリスでは、保険料が高騰し、または民間の保険会社に保険の引受けを拒否され、業務を継続することができない法律事務所があらわれている。詳細は、中村良隆「イギリスの弁護士賠償責任保険について」自由と正義2010年4月号84頁を参照されたい。

9) ドイツ弁護士法第51条。同法第51条Aによれば、弁護士は、依頼者との契約によって賠償責任の金額を最低保険金額まで制限することができる。この条項は、消費者(依頼者)保護のため約款規制の観点から責任制限の下限を画したものであり、保険の義務化とは関係がない(宮崎誠前日弁連会長が2010年6月28日にドイツ連邦弁護士連合会を表敬訪問された際の聴取による。)

10) [http://www.ccbe.org/fileadmin/user\\_upload/NTCdocument/minimum\\_standards\\_on1\\_1203412931.pdf](http://www.ccbe.org/fileadmin/user_upload/NTCdocument/minimum_standards_on1_1203412931.pdf)

第3に、保険期間と保険の対象となる事故との関係について、2つの考え方がある。多くの国では、クレームメイド (Claims Made) 方式といって、保険期間中に損害賠償の請求を受けた事故を補償する。これに対して、業務提供時期を基準とする考え方 (Acts Occurring) もある。後者の場合、保険期間中に提供された業務に起因する事故は、保険期間経過後に損害が発生し、または請求を受けた場合であっても補償の対象となる<sup>11)</sup>。CCBEは、クレームメイド方式による場合は、弁護士または法律事務所が業務を終了した後消滅時効が完成するまで保険に継続加入することを義務付けるよう推奨している。

## (2) EU域内の弁護士業務の自由化に伴う課題

EU1998年指令によると、域内のある国(ホーム国)の弁護士は、他国(ホスト国)に法律事務所を開設して弁護士業務を行うことができる。EU域内では国境を超えた弁護士業務が自由化されている。ホスト国は、自国内で業務を行う外国弁護士に対して賠償責任保険への加入を義

務付けることができるが、当該弁護士がホーム国において同等の保険に加入しているときは、ホスト国における保険加入を免除しなければならない。ただし、ホーム国の保険が一部のみをカバーしているときは、不足している部分を追加で付保するよう要求することができる<sup>12)</sup>。

EU加盟国で保険制度が異なるため、同等とは何を基準に判断するか、また追加で付保すべき保険は何かなどの疑問が生じる。CCBEでは、保険の同等性を評価する基準、各国弁護士会が弁護士に義務付けるべき保険の最低基準の策定、不足部分を付保する商品の開発などに取り組んでいる<sup>13)</sup>。しかし、ホーム国で弁護士会が集团的保険を運営しているときに、不足分を販売してくれる民間の保険会社を探すのは困難とされる。また、ホーム国でクレームメイド方式の保険に加入している弁護士がこれと異なる方式の保険を義務付けられると、二重で付保することを余儀なくされる。これらは、保険の制度設計に多様な方法があることに起因する問題である。

11) わが国の全国弁護士協同組合連合会を経由する弁護士賠償責任保険は、業務提供時期を基準とする契約である。

12) Establishment of Lawyers Directive 98/5/EC、第6条第3項

13) [http://www.ccbe.org/fileadmin/user\\_upload/NTCdocument/rapport\\_final\\_assura1\\_1181287307.pdf](http://www.ccbe.org/fileadmin/user_upload/NTCdocument/rapport_final_assura1_1181287307.pdf)